

# 「東日本大震災復興支援」「とどけよう スポーツの力を東北へ」

## 第1回軽井沢レディースアイスホッケー大会

### 開 催 要 項

1. 主 催 長野県アイスホッケー連盟  
軽井沢少年アイスホッケー大会実行委員会
2. 後 援 長野県、長野県教育委員会、公益財団法人長野県体育協会  
軽井沢町、軽井沢町教育委員会、軽井沢紅葉祭実行委員会
3. 主 管 軽井沢町体育協会アイスホッケー部
4. 協 力 青森県アイスホッケー連盟・栃木県アイスホッケー連盟  
東京都アイスホッケー連盟・神奈川県アイスホッケー連盟  
愛知県アイスホッケー連盟・兵庫県アイスホッケー連盟
5. 期 日 平成24年9月8日（土）～ 9日（日）
6. 会 場 軽井沢町風越公園アイスアリーナ  
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町長倉182-3  
TEL/FAX 0267-48-3626
7. 開 閉 会 式 開会式は行いません。  
閉会式 平成24年9月9日（日）決勝戦終了後
8. 監 督 会 議 競技日程の都合上行わない  
メンバー変更は、オールメンバー表の提出をもって了承する  
※オールメンバー表の提出は、試合開始40分前とする  
その他、競技上必要な事項については、試合該当チームと大会本部にて協議する
9. 競 技 規 定 (1) I I H F 国際競技規則、(公財)日本アイスホッケー連盟競技規則に準ず  
るが、一部特別ルールを設定する  
(2) フルフェイスマスク(顔が完全にかくれるもの)及びネックプロテクター  
・マウスピース(単色透明・肌色・白色以外の物)を必ず着用のこと  
(3) ユニホームとストッキングは必ず統一したものを着用のこと  
尚、これらの条件を満たさない選手は出場できない  
(4) 原則として頭髪はヘルメットの中に収めること  
(5) ボディーチェックは禁止とする  
(6) 試合時間は正味15分×3P、2P終了後製氷  
※練習時間、1・2ピリオドのインターバルは5分間  
※同点の場合は、I I H F 競技規則に基づくゲームウイニングショットを  
適用する  
(7) 3位決定戦・決勝戦は、正味20分×3P、各ピリオド製氷  
※同点の場合は、直ちにSV方式(4対4)による5分間の延長戦  
なお決しない場合は、I I H F 競技規則に基づくゲームウイニングショッ

- トを適用する  
※練習時間は10分間
10. 参加資格 (1) 平成24年度(公財)日本アイスホッケー連盟に登録しているチームの役員  
中学生以上の女子選手であること  
(2) スポーツ保険に加入すること  
(3) 今大会は女子チームの強化・普及を目的としているためチームごとの参加を原則とするが、補強も認める
11. 選手・役員 (1) 選手登録は25名以内とする  
(2) ベンチ入選手はGK1名を含め22名以内とする  
(3) 役員は6名以内とし、最低1名は必ずベンチ入りする
12. 組み合わせ 別紙組み合わせのとおりとする  
第2回以降は、前年度順位によって組合せを決定し、前年度参加チームが欠場した場合は、順位を繰り上げ、新規参加チームを8位とする
13. 表彰 トーナメントにより、1位から8位までを決定する
14. 申込方法 (1) 別紙申込書を使用し、大会事務局まで申し込む  
(2) 申込締切 平成24年8月3日(金) 厳守  
(3) 申込先 〒389-0102  
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1148-38  
ペンションる〜らん内  
軽井沢少年アイスホッケー大会実行委員会事務局  
FAX及びE-mailでも可
15. 参加料 1チーム 60,000円  
申込と同時に下記銀行口座に納入すること  
八十二銀行・中軽井沢支店・普通口座 302989  
軽井沢少年アイスホッケー大会実行委員会  
事務局 野澤啓(ノザワアキラ)
16. 宿泊 選手・スタッフとも1泊2食付7,500円(税込み)  
昼食は希望により斡旋致します。
17. 問い合わせ 軽井沢少年アイスホッケー大会実行委員会 事務局  
〒389-0102  
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1148-38  
TEL 0267-42-3156  
FAX 0267-42-3317  
ペンションる〜らん内  
E-mail [luran@topaz.ocn.ne.jp](mailto:luran@topaz.ocn.ne.jp)
18. その他 1. 競技中の事故による怪我は、応急処置はするがその責任は負わない  
保険証を持参すること  
2. 参加チームは、地元チームを除き事務局指定の宿泊施設に必ず宿泊することを条件とする。宿泊先については実行委員会より案内します。  
3. この大会に参加する選手・役員・保護者はこの要領を了承していること。